

平成30年6月市議会 総務委員会資料

所管事項に関する資料

出 納 室

平成30年6月

所管事項に関する資料

1 機 構

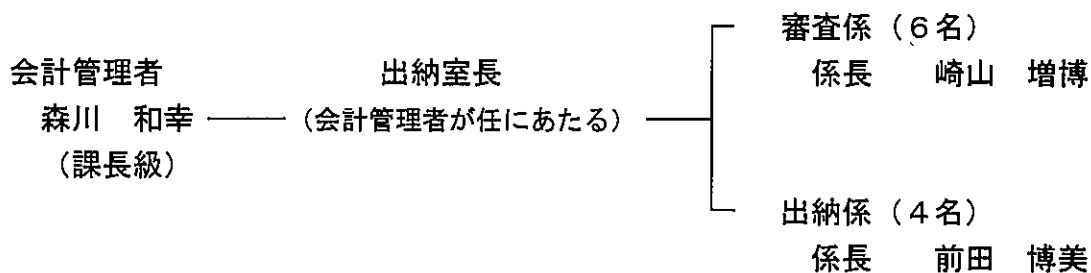
地方自治法の規定に基づき、会計管理者の権限に属する事務を処理するため、長の補助組織の一つとしてではなく、会計管理者独自の補助組織として「出納室」が設けられている。

(参考) 地方自治法第171条第5項

普通地方公共団体の長は、会計管理者の権限に属する事務を処理させるため、規則で、必要な組織を設けることができる。

2 職名及び職員数（11名）

（平成30年 6月 1日現在）



3 分掌事務（長崎市組織規則第8条）

- (1) 支出負担行為の確認に関すること。
- (2) 指定金融機関等との連絡調整に関すること。
- (3) 現金、有価証券及び物品の出納並びに保管に関すること。
- (4) 現金及び財産の記録管理に関すること。
- (5) 決算の調製に関すること。